

議案第73号

岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年12月2日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年岩倉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「調査及び審議」を「調査審議」に改める。

第2条の見出しを「(設置及び所掌事項)」に改め、同条第1項中「の規定」を「及び行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げる法律又は条例の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

ア 岩倉市情報公開条例（昭和63年岩倉市条例第18号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項

ウ 岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年岩倉市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項

(2) 岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岩倉市条例第 号）第5条の規定に基づく諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議すること。

(3) 議会個人情報保護条例第50条に基づく諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議すること。

第2条第3項を削る。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(2) 諮問実施機関 次に掲げるものをいう。

ア 情報公開条例第20条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

イ 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（議会を除く。）

ウ 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議会

第3条第3号中「第2条第1号」を「第2条第2号」に、「同条例第10

条第1項に規定する公開請求に対する決定」を「情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 保有個人情報 次に掲げるものをいう。

ア 法第60条第1項に規定する保有個人情報であって、同項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書に係るもののうち、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るもの

イ 議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報のうち、議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るもの

第8条第1項中「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条第3項中「自己情報」を「保有個人情報」に、「分類又は」を「分類し、又は」に改め、同条第4項中「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に、「陳述させ又は」を「陳述させ、又は」に改める。

第9条第1項ただし書中「その必要がない」を「、その必要がない」に改める。

第11条第2項後段中「を除き、閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）させるよう努めるものとする」を「でなければ、その閲覧を拒むことができない」に改める。

第12条（見出しを含む。）中「調査及び審議」を「審査請求に係る調査審議」に改める。

第13条の見出し中「答申書」を「審査請求に係る諮問に対する答申書」に改め、同条中「諮問」を「審査請求に係る諮問」に改める。

第14条第1項中「第2条の規定による調査及び審議」を「審査請求（情報公開条例第20条第1項の規定により諮問されたものに限る。）に係る調査審議」に、「情報公開及び個人情報保護」を「情報公開」に改め、同条第2項中「情報公開制度及び個人情報保護制度」を「情報公開制度」に、「これらのあり方」を「情報公開制度の在り方」に、「調査及び審議し」を「調査審議し」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条中「総務部」を「総務部行政課」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(個人情報の適正な取扱いの確保に係る調査審議)

第15条 審査会は、第2条第2項第2号又は第3号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第2条第2項第2号又は第3号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、実施機関以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 岩倉市情報公開条例の一部を改正する条例（令和4年岩倉市条例第号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例の規定による改正前の岩倉市情報公開条例（昭和63年岩倉市条例第18号）第9条の規定による請求がされた場合における同条例第2条第1号に規定する公文書の公開に係る処分に対する審査請求に係る調査及び審議の手続については、なお従前の例による。

3 岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岩倉市条例第号）附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例附則第2条の規定による廃止前の岩倉市個人情報保護条例（平成17年岩倉市条例第3号）第16条、第27条第1項若しくは第2項又は第31条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における同条例第2条第9号に規定する自己情報の開示、訂正及び利用停止に係る処分に対する審査請求に係る調査及び審議の手続については、なお従前の例による。